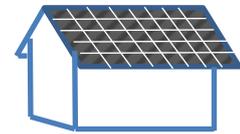


大規模な太陽光発電設備等を設置する場合は、景観への配慮をお願いします

草津市で下記の規模に該当する太陽光発電設備等（太陽光パネルおよび集熱器）を設置する場合には、太陽光発電設備等が周辺の景観と調和するよう計画し、景観計画による重点地区内に設置するものおよび一定規模以上の地上に設置する型については、景観法に基づく届出が必要となります。

1 設置方法による分類

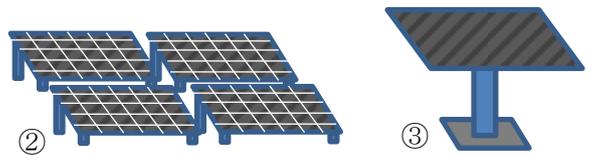
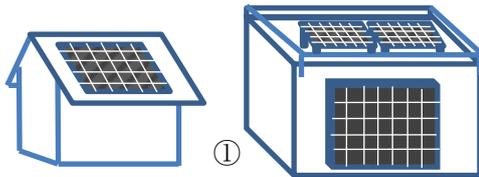
建築物…既存の建築物に屋根材または外壁材として、建築物と一体として設置するもの



工作物…①建築物の屋根または外壁に別途設置するもの

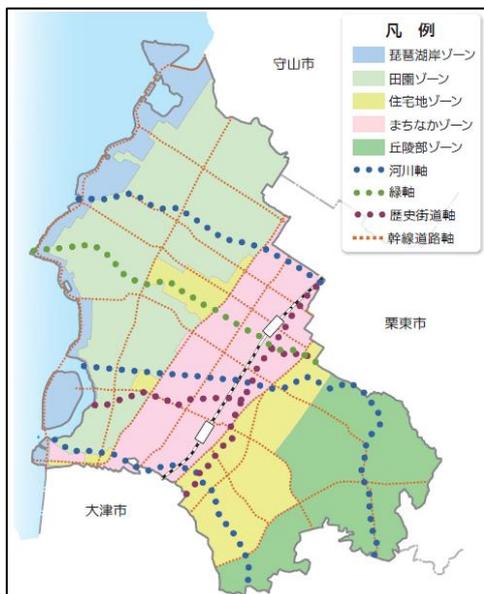
②地上に直接設置するもので平面型

③地上に直接設置するもので支柱につける型



2 届出対象行為の分類と対象規模

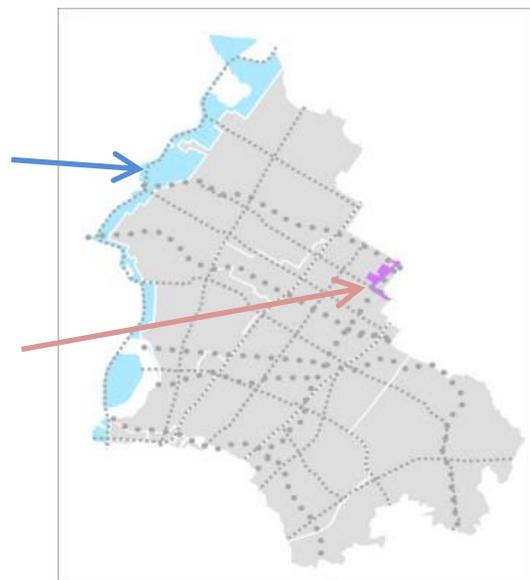
対象ゾーン	景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区
	琵琶湖岸景観形成重点地区	伝統的沿道景観重点地区	
建築物 (一体型)	建築物の屋根材または外壁材として一体で使用するもので、モジュール面積の合計が 1.0㎡ を超える行為		届け出不要 (ただし、従来の届出基準に該当する建築物の改築・増築・外観の変更にあたる場合は届出が必要。)
工作物① (屋根・外壁設置)	建築物に別途設置するもので、モジュール面積の合計が 1.0㎡ を超える行為		
工作物② 工作物③ (地上設置)	地上に設置された太陽光発電設備等で、地上からパネルの上端までの高さが 5m を超える行為またはモジュール面積の合計が 1.00㎡ を超える行為		地上に設置された太陽光発電設備等で、地上からパネルの上端までの高さが 1.3m以上 (田園ゾーンは 1.0m以上) の行為またはモジュール面積の合計が 1,000㎡ を超える行為



面積

琵琶湖岸
景観形成
重点地区

伝統的
沿道景観
重点地区

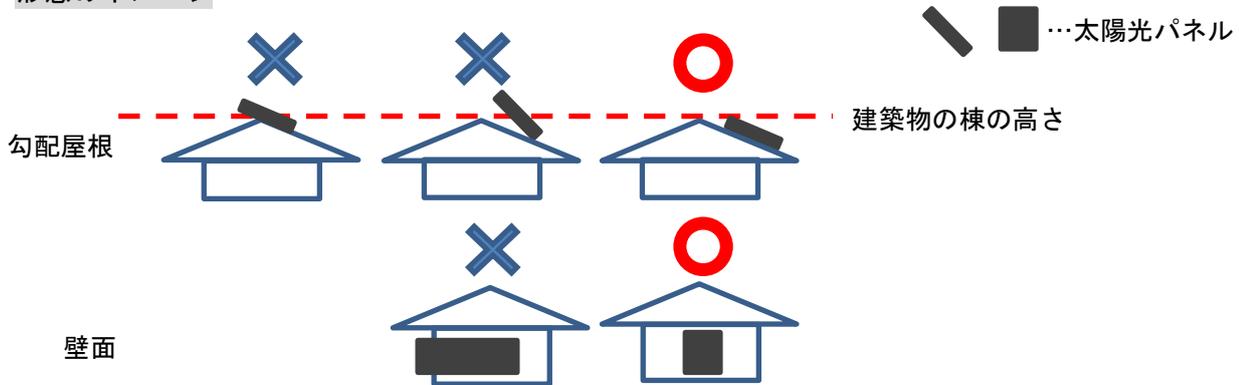


3 景観形成基準

【建築物、工作物①（建築物設置）】（景観形成重点地区のみ）

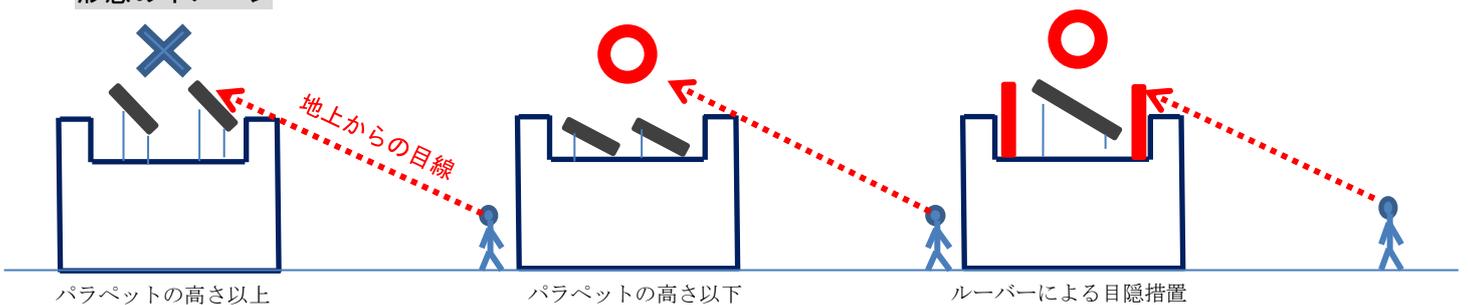
意匠等	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等を設置する場合には、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 ・太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 ・太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにすること。

形態のイメージ



形態	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。
----	---

形態のイメージ



色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。（パネルの色に対する色彩基準は適用しない。） ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁について、太陽光パネル及び周辺景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
----	---

【工作物②③（地上設置）】

位置	<ul style="list-style-type: none"> ・地上に設置する平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 ・地上に設置する平面型の太陽光発電設備等を、やむを得ず公共空間側に設置する場合は、敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、<u>生垣等の植栽による目隠し措置を講じる</u>こと。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色に対しての色彩基準は適用しない。) ・太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・地上に設置する平面型の太陽光発電設備等の最上部は、<u>目隠し措置の高さより低く</u>すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地上に設置する平面型の太陽光発電設備等の景観形成基準については、上記の基準の他、景観計画に定める「<u>汚水または排水を処理する施設の景観形成基準</u>」(別紙参照)に準じること。 ・支柱上に設置する太陽光発電設備等の景観形成基準については、上記の色彩基準の他、景観計画に定める「<u>煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽の景観形成基準</u>」(別紙参照)に準じること。

位置・規模のイメージ

琵琶湖岸景観形成重点地区および田園ゾーンのみ高さ制限あり。原則13m以下とする。

(煙突またはごみ焼却施設その他の工作物の基準に準じる)

